

○大隅肝属広域事務組合事務決裁規程

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合訓令第1号

肝属地区一般廃棄物処理組合事務決裁規程（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、管理者の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）がその権限に属する事務の処理に関し、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 管理者の権限に属する事務を、常時管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で、決裁責任者が決裁すべき事務を、他の者が一時決裁責任者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在 決裁責任者が出張、病気その他の理由により決裁することができない状態をいう。
- (5) 特に重要 基本方針の樹立又は遂行に重大な影響を及ぼし、その行為が先例となり将来に及ぼす影響が大きいものをいう。
- (6) 重要 基本方針に及ぼす影響は少ないが、高度の裁量を要するものをいう。
- (7) 軽易 定例的なもの又は既に先例として確立されているもの及びあらかじめ承認された範囲の裁量に属するものをいう。
- (8) 事務局長 大隅肝属広域事務組合行政組織等に関する規則（大隅肝属広域事務組合規則第3号。以下、「組織等に関する規則」という。）第3条に規定する事務局長をいう。
- (9) 課長 組織等に関する規則第3条第2項に規定する課長をいう。
- (10) 副管理者等 副管理者、事務局長及び課長をいう。

（専決の原則）

第3条 副管理者等は、この規程に定めるところにより専決することができる。ただし、専決すべき事項が次の各号のいずれかに該当すると考えられるときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案が重要であると認められる事項
- (2) 異例に属し、又は先例になると認められる事項
- (3) 紛議論争のあるもの又は将来その原因になるおそれがあると認められる事項
- (4) その他特に上司の決裁が必要と認められる事項

（決裁事項及び専決事項）

第4条 管理者の決裁事項及び副管理者等の専決事項は、別表第1のとおりとする。

2 副管理者等は専決した事項であっても重要と認められるものについては、上司にその概要を報告しなければならない。

(類推による専決事項)

第5条 副管理者等は、この規程に定める専決事項以外の事項であっても、その性質上軽易に属し専決事項に準じて処理すべき事項と類推されるものについては、あらかじめ上司の承認を得て、専決することができる。

(代決)

第6条 決裁責任者が不在のときは、別表第2に掲げる決裁区分に応じて第1位代決者が、決裁責任者及び第1位代決者がともに不在であるときは、同表に掲げる第2位代決者が代決することができる。

(不在代決の禁止)

第7条 前条の規定にかかわらず、事案が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、代決をすることができない。ただし、上司の指示を受けて処理することができるものについては、この限りでない。

- (1) 事案の重要度及び緊急度を考え、緊急に処理する必要がないと認められる事項
- (2) 新たな計画を必要とする事項
- (3) 上司があらかじめ代決してはならないものと指示した事項
- (4) 異例又は疑義のある事項

(報告)

第8条 代決した事務については、速やかに決裁責任者に報告し、又は関係文書を決裁責任者の閲覧に供しなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）各課共通の事項

1 所掌事務に係る企画立案及び実施に関すること。

事項	決裁責任者				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
議会で議決又は決定すべき事件の専決処分	○				地方自治法	第 179 条 第 1 項
予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴すること。			○		地方自治法	第 221 条 第 2 項
各大臣又は県知事に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めること。			○		地方自治法	第 245 条 の 4 第 3 項
複数年度にわたる計画の決定	○					
行事の開催又は共催の決定	○					
後援の決定				○		
陳情又は請願の提出	○					

2 所掌事務に係る条例、規則、訓令等の立案に関すること。

事項	決裁責任者				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
条例を制定又は改廃する議案の決定	○					
規則の制定又は改廃	○					
要綱（告示）又は規程（訓令）の制定又は改廃	○					
事務処理要領等の制定又は改廃			○			
告示、公告、公示及び公表			○			

3 所掌事務に係る議案の発案に関すること。

事項	決裁責任者				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
予算に関する説明書その他当該組合の事務に関する説明書の議会への提出	○				地方自治法	第 122 条
議会の議決について異議があるときに再議に付すこと。	○				地方自治法	第 176 条 第 1 項
議会に対し、専決処分を報告し、その承認を求めること。	○				地方自治法	第 179 条 第 3 項
議会に対し、専決処分を報告すること。	○				地方自治法	第 180 条 第 2 項
その他議会付議事案の決定	○					

4 所掌事務に係る契約に関すること。

事項	決裁責任者				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
入札保証金の受入れ				○	地方自治法 施行令	第 167 条の 7 第 1 項
再度の入札の実施				○	地方自治法 施行令	第 167 条の 8 第 3 項
一般競争入札のくじによる落札者の決定				○	地方自治法 施行令	第 167 条の 9
一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とする事。	○				地方自治法 施行令	第 167 条の 10 第 1 項
入札保証金の全部又は一部を納付させないこと。				○	組合契約 規則	
入札執行調書の作成				○	組合契約 規則	
落札決定の通知				○	組合契約 規則	
やむを得ない事情があると認めるとき、契約書の案の提出期限の延長を認めること。				○	組合契約 規則	
指名入札参加者への通知				○	組合契約 規則	
見積書の徴収				○	組合契約 規則	
見積書の徴収の省略				○	組合契約 規則	
見積執行調書の作成				○	組合契約 規則	
契約書の作成の省略				○	組合契約	

					規則	
契約保証金の受入れ				○	地方自治法施行令	第 167 条の 16 第 1 項
契約保証金の納付期限の指定				○	組合契約規則	
契約保証金の還付				○	組合契約規則	
契約保証金を納付させないこと。				○	組合契約規則	
契約の相手方に保険に付させ、保険証券を提示させること。				○	組合契約規則	
遅延利息の徴収			○		組合契約規則	
連帯保証人への履行請求			○		組合契約規則	
権利義務の譲渡等の承諾		○			組合契約規則	
契約代金支払請求権の譲渡の承諾		○			組合契約規則	
契約解除後の措置			○		組合契約規則	

5 所掌事務に係る財産の取得、管理及び処分に関すること。

事項	決裁責任者				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
行政財産の使用許可及び使用許可の取消し				○	地方自治法	第 238 条の 4 第 4 項・第 6 項
継続して行政財産である土地の貸付け又は地上権を設定すること。				○	地方自治法	第 238 条の 4 第 2 項
新たに行政財産である土地の貸付け又は地上権を設定すること。	○				地方自治法	第 238 条の 4 第 2 項
継続して普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定すること。				○	地方自治法	第 238 条の 5 第 1 項
新たに普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定すること。	○				地方自治法	第 238 条の 5 第 1 項
普通財産である土地を信託すること。	○				地方自治法	第 238 条の 5 第 2 項

普通財産を公用又は公共用に供するための貸付契約の解除				○	地方自治法	第 238 条の 5 第 3 項
指定に従わない場合の普通財産の貸付契約の解除		○			地方自治法	第 238 条の 5 第 5 項
行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求を議会に諮問し、決定すること。	○				地方自治法	第 238 条の 7 第 4 項
信託に係る事務の処理状況を説明する書類の作成				○	地方自治法	第 243 条の 3 第 3 項
指定管理者の導入計画を作成し、募集、選考を行うこと。			○		地方自治法	第 244 条の 2 第 3 項
指定管理者の指定を行い、又は指定を取り消すこと。	○				地方自治法	第 244 条の 2 第 3 項・第 11 項
指定管理者に対して、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすること。				○	地方自治法	第 244 条の 2 第 10 項
物品の不用の決定				○	地方自治法 施行令	第 170 条の 2 第 2 号 第 170 条の 4
寄附申出の承諾（物品を除く。）	50 万円以上		50 万円未満		組合財務規則	
寄附申出の承諾（物品（見積価格により区分する。））	100 万円以上		100 万円未満		組合財務規則	
貸与品の不返納の承認又は貸与品の払下げ				○	組合職員貸与品貸与規則	第 6 条 第 7 条

6 所掌事務に係る国、県等の補助事業等の申請及び補助金交付申請等に関すること。

事項	決裁責任者				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
補助事業の事業計画に係る申請内容の決定及び提出	○					
補助金等の交付の申請書及び添付書類の提出				○	補助金等に係る予算の執行の適正	第 5 条

					化に関する法律	
補助金等の交付の申請の取下げ	○				補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	第9条
補助事業等の遂行状況の報告				○	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	第12条
補助事業等が完了したとき、及び会計年度が終了したときの報告				○	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	第14条
補助金等に係る財産処分の承認の申請	○				補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	第22条
補助金等に係る不服の申出	○				補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	第25条第1項
補助金等に係る意見の申出	○				補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	第25条第3項
補助金等の返還の期限の延長等の申請	○				補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令	第9条第1項
鹿児島県補助金等に係る交付の申請				○	鹿児島県補助金等交付規則	第3条
鹿児島県補助金等に係る変更申請書の提出				○	鹿児島県補助金等交付規則	第7条第1項
鹿児島県補助金等に係る申請の取下げ				○	鹿児島県補助金等交付規則	第8条第1項

鹿児島県補助金等に係る中止、廃止等の報告	○				鹿児島県補助金等交付規則	第11条第2項
鹿児島県補助金等に係る補助事業等が完了したとき及び会計年度が終了したときの報告				○	鹿児島県補助金等交付規則	第13条
鹿児島県補助金等に係る補助金等交付請求書等の提出				○	鹿児島県補助金等交付規則	第16条第1項
鹿児島県補助金等に係る概算払又は前金払申請書等の提出				○	鹿児島県補助金等交付規則	第16条第3項
鹿児島県補助金等に係る返還期限の延長等の申請	○				鹿児島県補助金等交付規則	第18条第3項
鹿児島県補助金等に係る財産処分の承認の申請	○				鹿児島県補助金等交付規則	第21条
補助事業等の事前着手の申請				○		
補助事業等の着手報告				○		

7 所掌事務に係る行政不服審査に関すること。

事項	決裁責任者				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
審査請求録取書の作成				○	行政不服審査法	第16条
審査請求書の正本又は審査請求録取書の審査庁への送付				○	行政不服審査法	第17条第2項
審査請求書の正本及び副本の処分庁又は審査庁への送付及び審査請求人への通知				○	行政不服審査法	第18条第1項
審査請求書の正本の審査庁への送付及び審査請求人への通知				○	行政不服審査法	第18条第2項
異議申立書又は異議申立録取書の審査庁への送付				○	行政不服審査法	第18条第3項
異議申立てに対する決定			○		行政不服審査法	第47条



8 所掌事務に係る行政手続に係る処分等に関すること。

事項	決裁責任者				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
審査基準の設定			○			
標準処理期間の設定			○			
不利益処分基準の設定			○			

9 所掌事務に係る公印の管守に関すること。

事項	決裁責任者				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
公印の新調、改刻又は廃止	○				組合公印規則	第4条 第5条
公印の印影の印刷の承認				○	組合公印規則	第9条

10 所属職員の服務に関すること。

事項	決裁責任者				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
標準の勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間の決定	○				組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例	
特別の形態により勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。	○					
職員の職務専念義務の免除の承認			事務局長	所属職員		
職員の週休日の振替		事務局長	課長	所属職員		
職員の時間外勤務命令		事務局長	課長	所属職員		
職員の休日の代休日の指定		事務局長	課長	所属職員		
職員に年次有給休暇を与えること。			事務局長 課長	所属職員		
組合休暇の許可				○		
職員の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認		事務局長	課長	所属職員		

職員に対する出張命令又は出張依頼並びに職員の出張復命の確認			事務局長	課長 所属 職員	組合職員等の旅費に関する条例 組合職員の服務に関する規程	
臨時職員の雇用			○			
臨時職員の雇用（継続して雇用する場合に限る。）				○		

11 所掌事務に係る予算及び決算に関すること。

(1) 収入に関すること。

事項	決裁責任者				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
調定及び納入の通知				○	地方自治法	第 231 条
使用料、手数料等に係る督促				○	地方自治法	第 231 条の 3 第 1 項
税外収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収				○	地方自治法	第 231 条の 3 第 2 項
使用料、手数料等に係る滞納処分				○	地方自治法	第 231 条の 3 第 3 項
使用料、手数料等の滞納者に対する処分についての審査請求又は異議申立てを議会に諮問し、決定すること。	○				地方自治法	第 231 条の 3 第 7 項
不納欠損処分	○				組合財務規則	
使用料、手数料の徴収				○		
使用料、手数料の還付				○		
使用料、手数料の減免				○		
使用料、手数料の免除				○		
債権についての履行の督促				○	地方自治法 施行令	第 171 条
債権についての強制執行等			○		地方自治法 施行令	第 171 条の 2
債権についての履行期限の繰上げ				○	地方自治法 施行令	第 171 条の 3
債権の申出、担保提供の請求、仮差押え、仮処分の手続等				○	地方自治法 施行令	第 171 条の 4

債権の徴収停止	○				地方自治法 施行令	第 171 条 の 5
債権の履行期限を延長する特約又は処分をすること。			○		地方自治法 施行令	第 171 条 の 6
債権及び損害賠償金等の免除	○				地方自治法 施行令	第 171 条 の 7

(2) 支出に関すること。

事項	決裁責任者				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
支出命令				○	地方自治法	第 232 条 の 4 第 1 項
歳出予算の流用の承認 (節が異なる場合)		200 万円 以上	200 万円 未満	100 万円 未満	組合財務規 則	
歳出予算の流用の承認 (異なる事業に係る同一 節内の場合)		200 万円 以上	200 万円 未満	100 万円 未満	組合財務規 則	
歳出予算の流用の承認 (同一事業に係る同一節 内の場合)				○	組合財務規 則	
予備費の充用の承認	200 万 円以上	200 万円 未満			組合財務規 則	
職員手当等 (退職手当) の支出決定				○		
災害補償費の支出決定	○					
報償費 (物品を除く。) の支出決定			50 万円 以上	50 万円 未満		
交際費 (物品を除く。) の支出決定		10 万円 以上	10 万円 未満	5 万円 未満		
需用費 (食糧費) の支出 決定			30 万円 以上	30 万円 未満		
役務費 (保管料、広告 料、筆耕翻訳料、保険 料) の支出決定				○		
公有財産購入費 (物品を 除く。) の契約締結	2,000 万円以 上	2,000 万 円未満	1,000 万 円未満	300 万円 未満		
負担金の支出決定 (扶助 費に準ずるものを除 く。)			300 万円 以上	300 万円 未満		

扶助費（物品を除く。）の支出決定				○		
補償、補填及び賠償金の支出決定		500万円以上	500万円未満	300万円未満		
投資及び出資金の支出決定			○			
積立金の支出決定			○			
寄附金の支出決定			○			
繰出金の支出決定			○			

備考1 金額は、1件の流用又は支出負担行為の予定金額をいう。

(3) 入札等執行伺書、分離（分割）発注伺書及び契約伺書により決裁を受ける事項

事項		決裁責任者				根拠法令		
		管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項	
物品の購入	報償費			50万円以上	50万円未満			
	交際費		10万円以上	10万円未満	5万円未満			
	需用費	消耗品費（単価契約のあるもの及び継続的契約により購読している書籍類等を除く。）				○		
		飼料費、医薬材料費（単価契約のあるものを除く。）			200万円以上	200万円未満		
	原材料費（単価契約のあるものを除く。）							
	公有財産購入費			200万円以上	200万円未満			
	備品購入費			200万円以上	200万円未満			
	扶助費				○			
物件の借入（使用料及び賃借料）			200万円以上	200万円未満				
需用費	印刷製本費（単価契約のあるもの及び写真現像焼付を除く。）				○			

	修繕料			200万円以上	200万円未満		
	役務費（通信運搬費）				○		
	委託料（単価契約をする場合においては、右決裁責任者欄に記載する金額は、年間見込額とする。）	4,000万円以上	4,000万円未満	2,000万円未満	800万円未満		
工事請負費	建築工事を分離発注すること（右決裁責任者欄に記載する金額は、当該工事が属する全体の工事設計額とする。）		5,000万円以上	5,000万円未満	800万円未満		
	建築工事	7,000万円以上	7,000万円未満	5,000万円未満	800万円未満		
	土木工事を分割発注すること（右決裁責任者欄に記載する金額は、当該工事が属する全体の工事設計額とする。）		2,000万円以上	2,000万円未満	800万円未満		
	土木工事	4,000万円以上	4,000万円未満	2,000万円未満	800万円未満		

備考1 「入札等執行伺書」、「分離（分割）発注伺書」及び「契約伺書」は、入札等による契約締結のための手続に関する規程（平成18年鹿屋組合訓令第33号）の規定を準用する。

- 2 金額は、1件の契約の予定金額である。
- 3 次に掲げる事項の決裁責任者は、当該契約の入札等執行伺書及び契約伺書の決裁責任者と同一の者とする。

- (1) 予定価格調書の作成
- (2) 契約の変更
- (3) 執行の制限の承認

(4) 契約事項に係る検査及び検収に関すること。

契約事項	決裁責任者	
	事務局長	課長
物件の借入	1,000万円以上	1,000万円未満
施設等の修繕	1,000万円以上	1,000万円未満
業務の委託	2,000万円以上	2,000万円未満
工事等の請負	2,000万円以上	2,000万円未満

上記以外（物品の購入を除く。）	1,000万円以上	1,000万円未満
-----------------	-----------	-----------

備考 次に掲げる事項の決裁責任者は、上表の決裁責任者と同一の者とする。

- (1) 地方自治法第234条の2第1項に規定する検査の実施
- (2) 地方自治法施行令第167条の15第4項に規定する監督又は検査の委託
- (3) 検査の下命
- (4) 検査調書の作成

(5) 支出負担行為書により支出負担行為の決裁を受けることができるもの

事項	決裁責任者				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
報酬の支出決定				○		
給料の支出決定				○		
職員手当等（退職手当を除く。）の支出決定				○		
共済費の支出決定				○		
恩給及び退職年金の支出決定				○		
賃金の支出決定				○		
旅費の支出決定				○		
需用費	消耗品費（単価契約のあるもの及び継続的契約等による書籍類等）の支出決定				○	
	燃料費（単価契約のあるもの）の支出決定					
	印刷製本費（単価契約のあるもの及び写真現像焼付）の支出決定					
	光熱水費の支出決定					
	賄材料費の支出決定					
	印紙購入費の支出決定					
役務費	通信運搬費（入札等により契約を締結するものを除く。）の支出決定				○	
	手数料の支出決定					
委託料（単価契約のあるものに限る。）の支出決定				○		
使用料及び賃借料（債務負担行為によるもの、長期継続契約によるもの、高速道路通行料金等）の				○		

支出決定						
償還金、利子及び割引料の支出決定				○		
公課費の支出決定				○		

別表第1（その2）（第4条関係）各課個別の事項

1 総務介護課

（1）庁舎等の維持管理に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
入居者の決定				○		
入居許可の取消し			○			
防火管理者の決定及び消防署長への届出				○		

（2）市民の請願、陳情及び要望に係る事務調整に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
条例の制定又は改廃の請求の要旨の公表			○		地方自治法	第74条第2項
条例の制定又は改廃の請求についての意見	○				地方自治法	第74条第3項
議会の結果の通知及び公表			○		地方自治法	第74条第3項
副管理者又は監査委員の委員の解職の請求の要旨の公表			○		地方自治法	第86条第2項
議会の結果の通知及び公表			○		地方自治法	第86条第3項
請願の処理の経過及び結果の議会への報告	○				地方自治法	第125条

（3）議会の招集、議案の提出その他議会に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
議会の招集又は告示	○				地方自治法	第101条第1項・第2項・第102条第4項
議会の議決又は選挙がその権限を超え、又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときに再議に付すこと、	○				地方自治法	第176条第4項

又は再選挙を行わせること。						
議会に対する議会全員協議会の開催依頼	○					
議会に対する議会選出各種委員の推薦依頼	○					

(4) 監査結果等に係る総括整理に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
監査結果に基づく措置状況等の通知	○				地方自治法	第 199 条

(5) 例規集の編集及び発行に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
組合例規集の編集及び発行				○		

(6) 職員の任用及び退職に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
常設又は臨時の専門委員の設置若しくは選任	○					
職員の採用、昇任又は転任の決定	○				組合職員の任用に関する規則	第 2 条第 2 項・第 3 項
競争試験の種類及び区分、受験資格又は判定基準の決定	○				組合職員の任用に関する規則	第 3 条・第 5 条・第 7 条
競争試験の合格者の決定	○				組合職員の任用に関する規則	第 8 条
採用候補者名簿からの削除の決定	○				組合職員の任用に関する規則	第 12 条
採用候補者名簿への復活の決定	○				組合職員の任用に関する規則	第 13 条
選考により採用できる職又はその選考方法の決定	○				組合職員の任用に関する規則	第 18 条・第 19 条
組合職員の任用に関する規則第 23 条及び第 24 条に規定する臨時	○				組合職員の任用に関する規則	第 23 条・第 24 条



的任用又はその期間の決定						
組合職員の身元保証に関する規則第5条に規定する身元保証人の変更命令				○		
組合職員の身元保証に関する規則第9条に規定する身元保証人に対する通知			○			
組合職員の定年等に関する条例に規定する定年退職の延長	○				組合職員の定年等に関する条例	
出納員等の任免				○	組合財務規則	
臨時職員等の賃金単価の決定	○					

(7) 職員の服務その他勤務条件に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
委員会又は委員と協議して、職員を兼ねさせ、若しくは職員に充て、又は事務に従事させること。	○				地方自治法	第180条の3
営利企業等の従事許可	○				地方公務員法	第38条第1項
育児休業の承認、育児休業期間延長の承認、承認の取消し又は部分休業の承認				○	地方公務員の育児休業等に関する法律	第2条第3項・第3条第3項・第5条第2項・第9条第1項

(8) 職員の人事評価に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
勤務評定の実施	○				地方公務員法	第40条第1項

(9) 職員の表彰、分限、懲戒及び賞罰審査委員会に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
功績のあった職員等の表彰の決定	○				組合職員の賞罰に関する規程	第3条第1項

永年勤続者表彰の決定			○		組合職員の賞罰に関する規程	第3条第2項
顕彰の決定	○				組合職員の賞罰に関する規程	第4条第2項
降任又は免職の処分の決定	○				地方公務員法	第28条第1項
休職処分の決定（心身の故障のため長期の休養を要する場合に限る。）			○		地方公務員法	第28条第2項
休職処分の決定（刑事事件に関し起訴された場合に限る。）	○				地方公務員法	第28条第2項
降任、免職及び休職の処分をする場合に医師を指定し、診断をさせること。			○		組合職員の分限の手續及び効果に関する条例	第2条第1項
降給処分の決定	○				組合職員の分限の手續及び効果に関する条例	第5条
失職の例外の適用の決定	○				組合職員の分限の手續及び効果に関する条例	第6条
懲戒処分としての戒告、減給、停職又は免職の処分の決定	○				地方公務員法	第29条第1項
組合職員の賞罰に関する規程第6条に規定する訓告処分の決定		○			組合職員の賞罰に関する規程	第6条
不利益処分を受けたと思う職員の請求に基づく説明書の交付			○			

(10) 議会の同意又は意見を要する委員等の選任又は推薦に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
監査委員の選任又は罷免	○				地方自治法	第196条第1項・第197条の2第1項

(11) 職員の給与、旅費及び貸与品に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
特別職の給与の支出決定				○	組合管理者等の給与に関する条例	
職員の給与の支出決定				○	組合職員の給与に関する条例	
初任給の決定				○	組合職員の給与に関する条例	
職員の昇格又は降格				○	組合職員の給与に関する条例	
昇給の決定				○	組合職員の給与に関する条例	
期間の短縮又は昇給の決定	○				組合職員の給与に関する条例	
扶養親族の認定				○	組合職員の給与の支給等に関する規則	
住居手当の月額決定				○	組合職員の給与の支給等に関する規則	
通勤手当の月額決定				○	組合職員の給与の支給等に関する規則	
管理職手当の支給に関し非常災害等特別な業務に従事した時の増額の決定		○			組合職員の給与の支給等に関する規則	
単身赴任手当の月額決定				○	組合職員の給与の支給等に関する規則	
退職手当の額の決定及び支出の決定				○	鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当支給条例	

退職の理由となった傷病又は死亡が公務上又は通勤によるものであるかどうかの認定	○				鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当支給条例	
勸奨の要件の決定	○				鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当支給条例	
退職手当の裁定	○				鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当支給条例	
退職手当等の支給の一時差止め	○				鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当支給条例	
退職手当等を返納させること。	○				鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当支給条例	
給与その他の給付に関する処分についての異議申立て又は審査請求を議会に諮問し、決定すること。	○					

(12) 職員等の公務災害に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
地方公務員災害補償基金に対する市負担金の払込み				○	地方公務員災害補償法	第 50 条

(13) 損害賠償の総括整理及び事故等審査会に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
議会の委任による専決処分	○				地方自治法	第 180 条 第 1 項
議会の委任による専決処分を議会に報告すること。	○				地方自治法	第 180 条 第 2 項
監査委員に対し、監査、賠償責任の有無及	○				地方自治法	第 243 条 の 2 第 3

び賠償額の決定を求め、その結果に基づき賠償を命ずること。						項
議会の同意を得て、職員の賠償責任を免除すること。	○				地方自治法	第 243 条の 2 第 8 項
職員に対する賠償命令についての異議申立てを議会に諮問し、決定すること。	○				地方自治法	第 243 条の 2 第 12 項

(14) 市町村職員共済組合に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
市町村共済組合の事務処理				○	地方公務員等共済組合法	第 42 条・第 112 条
市職員の掛金及び市負担金の払込み				○	地方公務員等共済組合法	第 116 条
市町村共済組合に対する報告等				○	地方公務員等共済組合法施行令	第 68 条

(15) 職員の健康管理及び労働安全衛生委員会に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
定期健康診断の実施				○		
その他の健康診断の実施		○				

(16) 職員の福利厚生に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
職員の厚生に関する事項についての計画の樹立		○			地方公務員法	第 42 条
職員厚生の基本方針及び実施計画の決定		○				
全国市長（町）会保険事務に関すること。				○		
生命保険料、その他給与引去り事務に関すること。				○		

(17) 職員の研修に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
職員研修の基本方針及び実施計画の決定		○			地方公務員法	第 39 条 第 2 項
国又は地方公共団体等への委託研修生としての職員の派遣の決定	○					
職場外研修を受ける職員の決定			○			
研修生を免ずること。			○			
研修効果の測定、測定のための試験又は調査の実施			○			
研修講師の委嘱又は任命			○			

(18) 組合有財産の管理に係る総合調整に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
組合有財産の登記				○		
普通財産の貸付			○		組合財産規則	

(19) 庁用自動車の管理及び安全運転管理の総合調整に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
整備管理者の選任				○	組合庁用自動車管理規程	第 6 条

(20) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
公有財産の取得	○				組合財産規則	
普通財産の処分及び用途等の指定	○				組合財産規則	

(21) 決算に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
決算及び証拠書類等を	○				地方自治法	第 233 条

監査委員の審査に付すこと。						第2項
決算を議会の認定に付するに当たって提出する書類の作成	○				地方自治法	第233条第5項
決算の知事への報告及び要領の公表			○		地方自治法	第233条第6項

(22) 財政計画及び資金計画に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
財政計画の策定	○					
資金計画の作成及び予算の配当			○			

(23) 財政調整基金に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
大隅肝属広域事務組合財政調整基金の処分	○				組合財政調整基金条例	第4条

(24) 組合債及び一時借入金に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
組合債の県知事への協議			○		地方財政法	第5条の3第1項
一時借入金の借入		○			地方自治法	第235条の3

(25) 予算、決算等財政事情の公表に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
財政状況の公表			○		組合財政状況の公表に関する条例	第2条

(26) 予算の編成、調製及び執行統制に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
予算の調製及び予算に関する説明書の作成	○				地方自治法	第211条
補正予算の調製	○				地方自治法	第218条第1項

暫定予算の調製	○				地方自治法	第 218 条 第 2 項
予算の知事への報告及び要領の公表			○		地方自治法	第 219 条
予算の執行に関する手続の決定			○		地方自治法	第 220 条 第 1 項

(27) 競争入札参加資格者等の登録に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
一般競争入札に参加する者に必要な資格要件の決定	○				地方自治法施行令	第 167 条 の 5 第 1 項
一般競争入札に参加する者に必要な資格要件の公示			○		地方自治法施行令	第 167 条 の 5 第 2 項
一般競争入札に参加する者に必要な資格を有する者につき更に資格要件を定めること。	○				地方自治法施行令	第 167 条 の 5 の 2
一般競争入札参加者の制限	○				地方自治法施行令	第 167 条 の 4 第 2 項

(28) 契約内容の審査及び契約事務の指導統制に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
標準となるべき契約書の書式を定めること。	○				組合契約規則	

(29) 建設工事等有資格業者の指名停止に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
指名停止、指名の取消し、指名停止期間の短縮又は延長若しくは変更並びに指名停止の解除	○				組合建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱	第 2 条～ 第 5 条
書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うこと。			○		組合建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱	第 8 条



(30) 指名競争入札の資格審査に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
資格審査及び等級格付	○				組合指名競争入札の資格及び指名基準等に関する要綱	第3条・第5条
期限後の書類提出の承認			○		組合指名競争入札の資格及び指名基準等に関する要綱	第4条
申請書の提出期限の指定、期限後の書類提出の承認			○		組合指名競争入札の資格及び指名基準等に関する要綱	第3条
資格審査	○				組合指名競争入札の資格及び指名基準等に関する要綱	第4条
審査結果の通知				○	組合指名競争入札の資格及び指名基準等に関する要綱	第4条
資格の取消し及びその通知	○				組合指名競争入札の資格及び指名基準等に関する要綱	第6条

(31) 物品等の単価契約の締結に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
消耗品の単価契約の締結			○			
印刷物の単価契約の締結			○			

(32) 介護認定審査及び障害認定区分審査に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
申請書の受付				○		
審査会開催の通知				○		

判定結果の通知				○		
審査委員の任命	○					

## 2 環境衛生課

(1) 清掃センター等の業務に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
肝属地区清掃センター、肝属地区鹿屋最終処分場及び肝属地区大根田最終処分場への廃棄物の搬入時間の変更			○		組合肝属地区一般廃棄物処理施設条例施行規則	第3条第2項
肝属地区清掃センター、肝属地区鹿屋最終処分場及び肝属地区大根田最終処分場の休業日の変更	○				組合肝属地区一般廃棄物処理施設条例施行規則	第2条第3項
例外的に一般廃棄物処理施設を使用することができる者			○		組合肝属地区一般廃棄物処理施設条例施行規則	第4条
一般廃棄物処理施設に直接搬入しようとする者で、一般廃棄物搬入申出書を提出しないで搬入することをやむを得ないと認めるもの				○	組合肝属地区一般廃棄物処理施設条例施行規則	第5条
既納のごみ手数料の還付				○	組合肝属地区一般廃棄物処理施設条例施行規則	第7条

(2) 環境ふれあい館に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
環境ふれあい館施設利用許可				○	組合肝属地区環境ふれあい館条例	第4条
環境ふれあい館使用の許可の取り消し及び使用の制限若しくは停止				○	組合肝属地区環境ふれあい館条例	第5条
環境ふれあい館施設の損害賠償額の減額及び免除			○		組合肝属地区環境ふれあい館条例	第7条

環境ふれあい館の休業日の変更	○				組合肝属地区環境ふれあい館条例施行規則	第2条
環境ふれあい館の使用時間の変更			○		組合肝属地区環境ふれあい館条例施行規則	第3条

(3) 火葬業務に関すること。

事項	決裁区分				根拠法令	
	管理者	副管理者	事務局長	課長	法令名	条項
火葬場使用許可				○	組合火葬場条例	第3条
火葬炉使用順序の変更				○	組合火葬場条例施行規則	第3条
火葬場使用時間の変更				○	組合火葬場条例施行規則	第4条
火葬場休業日の変更	○				組合火葬場条例施行規則	第5条
火葬の状況報告(月報)				○	墓地、埋葬等に関する法律	第17条

別表第2 (第6条関係)

決裁区分	第一位代決者	第二位代決者
管理者	副管理者	事務局長
副管理者	事務局長	課長
事務局長	課長	課長補佐
課長	課長補佐	係長